

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 外 1 - 7

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 4 月18日

【会社名】 ナティクス
(Natixis)

【代表者の役職氏名】 アジア太平洋コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門主席執行役員
ブルーノ・ル・サン
(Bruno Le Saint, Chief Executive Officer, Corporate & Investment Banking, Asia Pacific)

【本店の所在の場所】 フランス、75013 パリ市プロムナード・ジェルメーヌ・サブロン7番地
(7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 3,300,000米ドル(円貨相当額470,349,000円)
(株式会社三菱ＵＦＪ銀行が発表した2025年4月17日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=142.53円の換算レートで換算している。なお、上記の換算レートは、本書提出に際して円貨相当額を表示するために便宜上用いられたものであり、本社債に係る実際の取引に適用されるレートと一致するものではない。)

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 5 月31日
効力発生日	2024年 6 月 8 日
有効期限	2026年 6 月 7 日
発行登録番号	6 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
6 - 外 1 - 1	2024年 6 月14日	10,000,000米ドル (1,610,700,000円)	該当事項なし	
6 - 外 1 - 2	2024年 7 月11日	71,500,000米ドル (11,020,295,000円)	該当事項なし	
6 - 外 1 - 3	2024年10月22日	103,700,000米ドル (15,932,468,000円) 36,000,000豪ドル (3,630,600,000円)	該当事項なし	
6 - 外 1 - 4	2024年11月18日	300,000,000円	該当事項なし	
6 - 外 1 - 5	2025年 1 月24日	39,700,000豪ドル (3,825,889,000円) 171,600,000米ドル (26,438,412,000円)	該当事項なし	
6 - 外 1 - 6	2025年 2 月21日	1,000,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		63,758,364,000円	減額総額	0 円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 436,241,636,000円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において別段の記載がない限り、「米ドル」および「米セント」とはアメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルおよび同セントをいう。

第一部 【証券情報】

<ナティクス 2030年4月26日満期 米ドル建社債に関する情報>

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額または売出振替社債の総額	3,300,000米ドル
売出価額の総額	3,300,000米ドル

本社債の利率は年率4.25%であり、2025年4月28日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。

2 【売出しの条件】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本社債の要項の概要

1. 利息およびその他の計算

(a) 利率および発生

各本社債は、上記「1 売出有価証券、売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2025年4月28日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、未償還の元金額に対して利息を生じ、かかる利息は、本社債が満期日よりも前に償還または買入消却されない限り、2025年10月26日を初回として、毎年4月26日および10月26日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）その直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について、後払いで支払われる。2025年10月26日に支払われる利息の金額は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき21.01米ドルであり、2026年4月26日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの各利払日に支払われる利息の金額は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき21.25米ドルである（かかる利息の金額を以下「利息額」という。）。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本社債に関する2025年4月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書とします。これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年4月18日付発行登録追補書類のうち、上記の発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。発行会社は、実際の結果または将来の見通しに関する記載に影響を与える要因の変更を反映させるために、将来の見通しに関する記載を更新する予定はない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし